

＜質問事項＞

回答者 立憲民主党

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

Q1:プラスチックごみ(廃棄物)による地球規模の海洋汚染が深刻化しています。この問題を解決するために、国連では「プラスチック条約」を本年末までに策定するとのスケジュールで策定交渉が進められています。このような動きについてはご存知でしょうか? 該当するもの1つに○印を付けてください(以下同様です)。

A1: ・:よく知っている ○

Q2:プラスチック問題を解決するために、国連の「プラスチック条約」が策定されることの意義をどのようにお考えでしょうか? よろしければそのようにお考えになる理由も付記していただけると幸いです。。

A2: ・ 極めて重要である ○

理由:プラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際条約の策定は、大量生産・大量消費の経済構造変革に向けた力強い後押しとなるため

Q3:日本はG20の「大阪ブルーオーシャン・ビジョン」をまとめるなど、この問題に主導的役割を果たそうとしているように見えますが、「プラスチック条約」の策定交渉においても主導的な立場を取るべきとお考えですか? よろしければそのようにお考えになる理由も付記していただけると幸いです。

A3: ・ そう思う ○

Q4:これまでに条約策定交渉においては、以下の点が大きく対立しています。これらについて、条約を真に効果的なものにするためにどのようにすべきとお考えでしょうか? よろしければそのようにお考えになる理由も付記していただけると幸いです。

Q4-①: 生産量の削減

世界のプラスチックの生産量は年間4億3000万トンに及んでおり、生産量の増大に伴ってプラスチックごみも増えていることから、生産量の削減が必須であり、条約にそのための世界共通の削減目標値を定める必要があるとの意見がありますが、どのようにお考えでしょうか?

A4-①: ・ 定めるべきである ○

理由 現状の政策はリサイクル重視になっているが、プラスチック汚染対策にはリデュースの観点がかかせないため

Q4-②: 有害化学物質規制の義務付け

プラスチックは生産、使用、リサイクル、廃棄の各段階で有害化学物質を環境中に放出し人生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることが指摘されています。国連環境計画UNEPの報告書では、このようなプラスチック中の有害化学物質として下表のとおり10種類の物質群がリストアップされています。条約でこれらの有害化学物質をリスト化して段階的に廃止することを各国に義務付けるべきとの意見がありますが、どのようにお考えでしょうか？

A4-②：

・その他 ○ プラスチック中の有害物質について党としてのきちんとした見解は取りまとめておりませんが、縦割り行政を排し、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めること、昨今、被害が増加してきた香害などへの対応を含め、成分表示や表記の統一等、化学物質の製造から廃棄までの全体を、予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の検討を進めることとしています。

Q4-③：問題があり回避可能なプラスチックの段階的使用削減

国連の報告書(2023)によれば、プラスチック生産量の3分の2が使い捨てプラスチックです。また、プラスチックの中には円滑なリサイクルを阻害する化学物質を含有するものもあります。さらに、微細化したプラスチック(マイクロプラスチック)が海洋中の様々な有害化学物質を吸着して魚の体内に取り込まれ、食物連鎖を通じて人間の体内にも蓄積しているとの報告もあります。これらの問題があり・回避可能なプラスチックについても段階的削減・使用禁止を義務付ける必要があるとの意見がありますが、どのようにお考えでしょうか？

A-③： .そのような義務付けを盛り込むべきである ○

理由：3R(リデュース・リユース・リサイクル)の基本として、使い捨てプラスチックの使用量を減らすことが最も必要かつ効果的な対策であることから、脱使い捨てプラスチック社会を目指す